

仙台市

(1) 概 要

本市の下水道事業は、明治32年から事業に着手していますが、終末処理場を備えた近代的下水道としては、昭和32年に第1次下水道事業として認可を取得し公共下水道事業に着手しています。その後、都市の発展や社会情勢の変化にともない下水道計画区域を拡大し、昭和42年、平成6年、平成12年には仙台市下水道基本計画を策定し事業を展開してきました。その中でも生活排水処理事業については、公共下水道、コミュニティープラント、農業集落排水施設、合併処理浄化槽施設の4種の生活排水処理施設にて事業を行っています。平成9年に策定した効率的な整備手法による全戸水洗化を目的とした「仙台市生活排水処理適正化構想」に基づき整備を進め、平成21年には生活排水処理施設整備は概成、平成26年度末での生活排水処理普及率は99.5%に達しています。今後は、平成27年9月に策定した「仙台市下水道マスタープラン」に基づき、施設の集約化や施設規模の適正化を図り、効率的な生活排水処理を実施します。

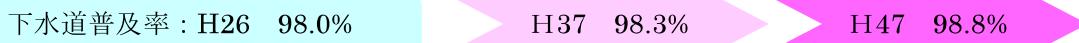
(2) 生活排水処理普及率の推移



(3) アクションプラン達成のための各事業の取組

1) 下水道事業（単独公共下水道）

公共下水道に近接するコミュニティープラント（みやぎ台地区）、農業集落排水施設（朴沢地区）を廃止し、公共下水道に編入します。老朽化が進む施設を再構築する代わりに公共下水道へ接続することで施設の集約・コスト縮減が図れます。平成32年度を目標にみやぎ台地区・朴沢地区の公共下水道編入を進めます。



2) 集落排水事業（農集・コミプラ）

本市が管理する農業集落排水14地区のうち、平成37年度までに公共下水道に接続する地区を除く13地区を対象とした機能診断を平成32年度までに実施します。その結果を受け、公共下水道が近接する本市東部にある7地区については公共下水道への接続検討を行います。



3) 合併処理浄化槽整備事業

本市では、平成16年度から市町村設置型浄化槽整備事業を推進しています。公共下水道等の集合処理区域を除いた全市域を対象に、個人住宅及び集会所ごとに合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行っています。



(4) 住民との協働

水洗化促進を図るために、未水洗家屋所有者が金融機関から水洗化工事資金を無利子で借りられるように斡旋しています。また私道への下水道布設制度や共同排水設備設置補助制度にて水洗化促進を促しています。